

今年度末に退職
される方へ

共済貸付金の返済について

お問い合わせ ☎

経理・貸付班 043-223-4122

公立学校共済組合から貸付けを受け、退職時に返済が終了していない場合は、退職手当から貸付金の残金等を一括して源泉控除します。

なお、退職前に貸付金を全額返済することもできます。

1 退職手当から控除する場合

退職手当から、退職時の貸付金の残金とこれに係る利息を加算した額を一括して源泉控除します。

控除に係る手続きは不要です。

＜平成30年3月末に退職し、平成30年4月に退職手当が支給される場合の控除額＞

毎月返済分・・・平成30年3月末の貸付金残金＋4月分の利息

ボーナス返済分・・・平成30年3月末の貸付金残金＋4月分までの経過利息

※ 償還猶予残高等がある場合はその分についても加算します。

注意！ 退職手当が貸付金控除額に満たない場合

不足金分の振込依頼書を送付しますので、指定した**期限内に各自**で入金してください（送付前にご連絡いたします）。

2 退職前に全額返済する場合

3月に実施される全額繰上償還で、退職前に貸付金の残金を一括返済することができます。

この場合、上記退職手当からの源泉控除とは異なり、**4月分の利息を返済する必要がありません！**是非、全額繰上償還をご利用ください。

ただし、全額繰上償還は、各自で申込み手続きが必要となります。申込み方法は、**2月13日（必着）**までに「全額繰上償還申出書（様式第10号）」と82円切手1枚を同封し、郵送又は持参してください。

	退職手当からの控除	全額繰上償還
返済額	3月末時点の貸付金残金 + 4月分までの経過利息	3月末時点の貸付金残金のみ (※ボーナス返済は3月末の貸付金残金+3月分までの経過利息)
手続き	不要(※)	必要
注意事項	・(※) 不足金が生じる場合は、各自で入金手続き等が必要です。 ・償還猶予残高等がある場合は、返済額に加算します。	・申込み後に送付される振込依頼書を使用し、各自金融機関で入金してください。 ・入金期間は3月1日～15日です。 ・入金後、3月給料から最後の控除が行われ、全額完済となります。

詳しい内容については、「ゆとり別冊」P47～を参照してください。

～今年度末に退職される互助会員の方へ～ 貸付金の残金の返済について

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4119

残金については、退職慰労金から控除します。(注「退職慰労金返還請求書」の提出が必要です。) 詳細は「ゆとり 別冊」P38を参照してください。

◆控除される額は、貸付金の残金に利息を加算した額になります。

3月末の貸付金残金 + 4月分の利息

◆退職慰労金から控除しても、なお不足が生じる場合

振込用紙を送付しますので、金融機関から4月末までに振込んでください。